

議案第4号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会介護休業等に関する規程の一部改正について

提案理由

本案は、別紙のとおり規程の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

議案第4号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会介護休業等に関する規程の一部を改正する規程

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会介護休業等に関する規程（平成15年8月19日施行）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 要介護状態にある家族（以下「対象家族」という。）とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

（1）配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

（2）職員の父母、子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に規定する法律上の親子関係に準ずる子を含む。以下同じ。）、祖父母、兄弟姉妹及び孫

（3）配偶者の父母

第3条第2項を削り、同条第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第4条第1項ただし書を削り、同条第2項ただし書中「(異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合は、93日からその日数を控除した日数)」を削る。

第11条第4項を次のように改める。

4 介護休暇は、1時間単位で取得することができる。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。